

宮崎看護専門学校学則

宮崎看護専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、看護に関する専門教育を行い、社会に貢献し得る専門職業人を育成することを目的とする。

(名称・位置)

第2条 本校は、宮崎看護専門学校と称し、宮崎市大坪西1丁目2番3号に置く。

(課程名、学科、修業年限、学年定員)

第3条

課 程 名	学 科	修業年限	学年定員	総定員	学年組数	備考
医療専門課程 2年課程（定時制）	看護師学科	3年	50名	150名	1クラス	夜間
医療高等課程	准看護師学科	2年	100名	200名	2クラス	昼間

(修業年限、在学年限)

第4条 本校の修業年限、在学年限は次のとおりとする。

- (1) 医療専門課程の修業年限は3年とし、原則として6年を越えて在学することはできない。
- (2) 医療高等課程の修業年限は2年とし、原則として4年を越えて在学することはできない。
- (3) 転入学者については転入学年に応じて修業年限と在学年限を減じる。

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - (3) 前期・後期で設ける長期の休暇
 - (4) その他校長が認めた日
-
- 2 校長は特別の必要がある場合、休業日を変更することができる。
 - 3 校内感染が疑われる疾患に罹患した場合は、校長の指示に従う。
 - 4 校長は非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に休業することができる。
 - 5 校長は教育の必要上、やむを得ない事情がある時は、第1項の規定にかかわらず休業日授業を行うことができる。

第3章 教育課程

(授業科目、単位数及び授業時間数)

第8条 教育課程の授業科目、単位数及び授業時間数等は、別表のとおりとする。

- 2 別表中、医療専門課程の講義及び演習については、15時間から30時間、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で定め、臨地実習については45時間をもって1単位とする。履修時間数は67単位以上で、2180時間以上の講義、実習等を行う。

(始業及び終業時刻)

第9条 本校の始業及び終業時刻は次のとおりとする。

- (1) 医療専門課程は18時00分から21時20分までとする
- (2) 医療高等課程は12時50分から17時30分までとする
- (3) その他校長が必要と認めた登校時刻及び臨地実習時刻

第4章 入学、休学、退学及び復学

(入学資格)

第10条 入学資格は、次に定めるとおりとする。

(1) 医療専門課程

ア 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又は文部科学大臣の定めるところにより、これに準ずる学力があると認められた者、及び高等学校卒業程度認定試験合格の准看護師

イ 中学校を卒業した者、又は学校教育法57条の定めにより、高等学校に入学することのできる者で准看護師免許を得た後、3年以上准看護師業務に従事した者（アに該当するものを除く）

(2) 医療高等課程

中学校を卒業した者、又は学校教育法125条の2の定めにより、高等学校に入学することのできる者

(入学出願)

第11条 入学しようとする者は、次に掲げる書類に入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。

(1) 医療専門課程

ア 入学願書

イ 准看護師免許証の写し

ウ 准看護師学校または准看護師養成所の調査書

エ 前条（1）アに該当する者にあつては、高等学校の卒業証明書又は卒業見込証

オ 前条（1）イに該当する者にあつては、3年以上准看護師として業務に従事した事実を証する施設長（2以上の施設で業務に従事した時は、それぞれの業務に従事していた施設長とする）の発行する就業証明書

(2) 医療高等課程

ア 入学願書

イ 最終学歴が高等学校・短期大学・大学・専門学校等の場合は卒業した高等学校の調査書、調査書が発行できない場合は高等学校の卒業証明書。最終学歴が中学校の場合は中学校の卒業証明書

(入学試験)

第12条 前条の手続きを修了した者に対しては、選考を行い、入学者を決定する。

(入学手続)

第13条 入学を許可された者は、次の手続きをしなければならない。

- (1) 所定の誓約書に保護者及び保証人連署の上、入学金および実習費を添えて所定の期日までに提出しなければならない。
- (2) 保護者若しくは保証人を変更し、又は住所氏名に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(休学)

第14条 校長にその理由を付し保証人連署の上、許可を得て休学することができる。

- 2 校長は病気その他の理由により、就学することが不相当と認められる者に対して休学を命ずることができる。
- 3 病気による事由のときは、医師の診断書の提出を求めることがある

(休学期間)

第15条 休学期間は、第4条の在学年限から卒業に必要な修業年限を差引いた期間を越えることは出来ない。

- (1) 医療専門課程の休学期間は累計3年以内
 - (2) 医療高等課程は休学期間累計2年以内
- 2 休学期間は修業期間に算入しない。

(復学)

第16条 校長の許可を得て復学することができる。

- 2 理由が病気によるときは医師の診断書の提出を求めることがある。
 - (1) 医療専門課程の休学者で、休学期間満了の場合、または休学期間内であってもその理由が消滅した場合には、保証人連署の上、許可を得て復学することができる。
 - (2) 医療高等課程の休学者は、その理由が消滅した場合には、保証人連署の上、許可を得て翌年度から復学することができる。
- 3 休学者が復学した際の授業料は入学時点の授業料とする。

(退学)

第17条 退学しようとする時は、その理由を付し、保証人連署の上、校長に届け出、許可を得なければならない。

- 2 校長は、第29条第4項の規定により、退学を命ずることができる。

第5章 転学、転入学

(転学)

第18条 在学中、転学をしようとするときは、その旨を校長に届け出、許可を得なければならない。

(転入学)

第19条 他校の同一課程より転入学を希望する者については、その学年の定員に欠員があり、かつ転入学を希望する者の前校で既に修得した授業科目、単位数及び時間数等の進行状況が、本校と同等またはそれ以上である場合に限り転入試験を行い、校長が転入学を許可することができる。

2 転入を認めた時、前校で履修した授業科目の単位、時間数等については履修修了として認める。

3 転入を認めた者の納入金については、職員会により決定する。

第6章 履修、単位認定、進級及び卒業

(履修評価)

第20条 履修評価については、次の成績等により行い、その履修規定については別に定める。

2 成績は学科試験、臨地実習成績、学習報告（レポート）の成績により行う。

(単位認定)

第21条 単位認定は、医療専門課程入学時に修得している単位を確認することにより行う。細則第11条（8）のとおりとする。

(進級)

第22条 医療高等課程1学年前期成績及び1学年終了時点において、教育課程に定める教育科目を履修規定に基づき、学科試験、臨地実習評価、出席状況及び第29条等を評価して、職員会議に諮り校長が決定し進級を認める。

(卒業)

第23条 本校所定の課程を修了した者には、校長が卒業を認定し卒業証書を授与する。

2 医療専門課程の卒業生には文部科学大臣告示により専門士と称することを認める。

(1) 医療専門課程では、3年以上修業し、全単位数を取得し修了した者

(2) 医療高等課程では、2年以上修業し、所定の科目を修了した者

第7章 教職員

第24条 本校に、最低限次の教職員を置く。

校 長		1人
副 校 長	医療専門課程	1人
	医療高等課程	1人
教務主任	医療専門課程	1人
	医療高等課程	1人
教務副主任	医療専門課程	1人
	医療高等課程	1人
専任教員	医療専門課程	8人（教務主任、副主任を含む）
	医療高等課程	5人（教務主任、副主任を含む）
事 務 員	医療専門課程	1人
	医療高等課程	1人
学 校 医		3人

第8章 会 議

第25条 本校の円滑なる運営と教育内容の充実、向上を図る目的のために次の会議を行う。

- (1) 学校運営委員会
- (2) 職 員 会 議
- (3) 講 師 会 議
- (4) 実習指導者会議

第9章 授業料及びその他の納入金

第26条 入学検定料、入学金、実習費及び授業料等の納入金額は、本校運営委員会の決議により決定し、納入額は細則第7条のとおりとする。

第10章 健 康 管 理

(健康管理)

第27条 健康診断は、年1回実施する。

第11章 賞 罰

(褒 賞)

第28条 校長は学業成績優秀にして、他の模範となると認めた学生を褒賞する。

(懲 戒)

第29条 校長は学則その他の規則を厳守せず、学生としての本分に反する行為のあった者を所定の手続きによって懲戒することができる。

- 2 懲戒とは、訓戒、謹慎、停学及び退学とする。
- 3 停学が引続き3ヶ月以上の場合、その期間は修業期間に算入しない。
- 4 退学は次の各項に該当する学生に対してのみ行なうものとする。
 - ア 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - イ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - ウ 正当な理由なく出席が常でない者
 - エ 学校の秩序を乱し、その他、生徒として本分に反した者
- 5 懲戒により退学となった学生については、抹籍とする。

第12章 除 籍

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長の決定により除籍する。

- (1) 一か月以上にわたり行方不明の者
 - (2) 納付すべき入学金を指定の期日までに納付しない者
 - (3) 授業料の納付を怠り督促をしても納付しない者
- 2 前条の規定により除籍された者から復籍の願い出があったときは、校長は復籍を認めることができる。
- 3 除籍者については、除籍の理由が解消されない限り、一切の証明・認定を行わない。

第13章 雑 則

第31条 この学則の実施に関する細則は別に定める。

第32条 学則・細則に記載のない事項については、都度協議し、校長が決定する。

附則

- 1 この学則を変更しようとするときは、学校運営委員会の決議を経なければならない
- 2 この学則は、昭和55年4月1日より実施する。

沿 革

昭和55年	4月	1日	制定
平成2年	4月	1日	一部改正
平成5年	4月	1日	一部改正
平成11年	4月	1日	一部改正
平成14年	4月	1日	一部改正
平成18年	4月	1日	一部改正
平成20年	4月	1日	一部改正
平成22年	4月	1日	一部改正
平成24年	4月	1日	一部改正
平成25年	6月12日		一部改正
平成27年	6月27日		一部改正
平成28年	4月23日		一部改正
平成31年	4月	1日	一部改正

別表 教育課程、単位数および時間数

看護師[2年課程]

医療専門課程

分野	教育内容	科目名称	単位数	時間数	
基礎分野	科学的思考の基盤	論理学	1	30	
		教育心理学	1	30	
		英語	1	30	
		情報科学	1	30	
	人間と生活・社会の理解	哲学・現代社会	1	30	
		カウンセリング理論	2	60	
		スポーツレクリエーション	1	30	
	小計			8	240
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学	2	60	
		生化学(栄養)	1	30	
	疾病の成り立ちと回復の促進	病態学	4	120	
		微生物学	1	30	
		薬理学	2	30	
	健康支援と社会保障制度	保健学	1	30	
		社会福祉論	2	30	
		看護関係法令	1	20	
	小計			14	350
	専門分野Ⅰ	基礎看護学	基礎看護学(概論)	1	30
基礎(技術論)			3	90	
基礎看護学(方法論)			3	90	
基礎看護学実習		基礎看護学実習	2	90	
小計			9	300	
専門分野Ⅱ	精神看護学	精神看護学(概論・保健)	1	30	
		精神看護学(方法論)	2	60	
	小児看護学	小児看護学(概論・保健)	1	30	
		小児看護学(方法論)	2	60	
	母性看護学	母性看護学(概論・保健)	1	30	
		母性看護学(方法論)	2	60	
	成人看護学	成人看護学(概論・保健)	1	30	
		成人看護学(方法論)	2	60	
	老年看護学	老年看護学(概論・保健)	1	30	
		老年看護(方法論)	2	60	
	精神看護学実習	精神看護学実習	2	90	
	小児看護学実習	小児看護学実習	2	90	
	母性看護学実習	母性看護学実習	2	90	
	成人看護学実習	成人看護学実習	2	90	
	老年看護学実習	老年看護学実習	2	90	
小計			25	900	
統合分野	在宅看護論	在宅看護論(概論・保健)	1	30	
		在宅看護論(方法論)	2	60	
	看護の統合と実践	看護管理とマネジメント	2	60	
		医療安全	1	30	
		国際看護・災害看護	1	30	
	在宅看護論実習	在宅看護論実習	2	90	
	看護の統合と実践	統合と実践の実習	2	90	
小計			11	390	
総計			67	2,180	

准看護師

医療高等課程

教育内容		時間数	
基礎科目	国語	35	
	英語	35	
	社会	16	
	音楽	19	
	小計	105	
	専門基礎科目	人体のしくみと働き	105
食生活と栄養		35	
薬物と看護		35	
疾病の成り立ち		70	
感染と予防		35	
看護と倫理		35	
患者の心理		35	
保健医療福祉のしくみ		35	
看護と法律		35	
小計		385	
専門科目	基礎看護	看護概論	35
		基礎看護技術	210
		臨床看護概論	70
	成人・老年看護	210	
	母子看護	70	
	精神看護	70	
小計		665	
臨地実習	基礎看護	210	
	成人看護	385	
	老年看護	70	
	母子看護	70	
	精神看護	70	
	小計	735	
総計		1,890	

宮崎看護専門学校細則

宮崎看護専門学校細則

(総 則)

第1条 本細則は、宮崎看護専門学校学則（以下「学則」という。）第31条によりこれを定める。

(運営委員会議)

第2条 学則第25条による学校運営委員会規則は別に定める。

(職員会議)

第3条 校長は必要に応じて職員会議を開くことができる。

- 2 職員会議では、入学試験の判定及び成績の評価による医療高等課程の進級、医療専門課程の単位認定及び卒業等の判定を行い、校長が決定する。

(講師会議)

第4条 校長は必要に応じて講師会議を開くことができる。

(実習指導者会議)

第5条 校長は必要に応じ実習指導者会議を開くことができる。

(教職員)

第6条 学則第24条による教職員に関する事務分掌規定は別に定める。

(授業料等納入金)

第7条 入学検定料、入学金、実習費及び授業料の額は次のとおりとし、授業料は、原則として前期分及び後期分のそれぞれ6ヶ月分を指定された期日までに一括納入することとする。

ただし 授業料の前期分及び後期分のそれぞれ6ヶ月分を一括納入出来ない場合は、毎月指定された期日に銀行引落としとする。

- 2 既納の入学検定料、入学金、実習費及び入学後徴収の授業料等は、原則として返還しない。
- 3 家計の急変・被災など、特別な事情にある者の支払猶予・減額・免除等については校長が決定する。
- 4 授業料を3ヶ月滞納した者については、特別な事情がある場合を除き除籍とする。
- 5 納入金の滞納により除籍となった者については、全額の納入が確認されるまで復籍を許可しない
- 6 進級・単位・卒業等の判定日までに授業料の未納がある者については、判定を行わない。
- 7 学期の途中に行われる成績判定により休学・退学となったものについては、判定月以降の授業料を返還する。
- 8 未納者に対しては、特別な事情にあるものを除き、催促一回につき手数料として1,000円を徴収する。

(1) 医療専門課程

入学検定料	28,000円
入学金	150,000円
実習費	20,000円
授業料	33,000円(月額)

(2) 医療高等課程

入学検定料	20,000円
入学金	100,000円
実習費	30,000円
授業料	25,000円(月額)

(授業科目数、単位数及び授業時間数等)

第8条 授業科目、単位数及び授業時間数等は学則第8条のとおりとする。

(学科試験)

第9条 学科試験は次により行う。

- (1) 随時試験 (各科目について随時行う)
- (2) 学期末試験 (各科目について学期末に行う) *医療高等課程のみ

2 前月までの授業料を納入していない者及び当該科目時数の1/3以上欠席した者は、試験を受けることができない。

(実習)

第10条 医療専門課程は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ・Ⅱ及び統合分野の学科履修者のみ、臨地実習計画に従って実習ができる。

2 医療高等課程は、基礎実習までの履修者のみ臨地実習計画に従って実習できる。

(履修規定)

第11条 学則第20条の履修規定は次のとおりとする。

- (1) 試験の採点は、各科目100点を満点とし、その合格点は60点以上とする
- (2) 学科試験の成績に60点未満の科目のあるものは、その科目について再試験を受けることができる、再試験は60点以上を合格とする。
- (3) やむを得ない理由により学科試験を受けることのできなかつた者に対しては、追試験を行うことができる、追試験の成績評価は得点の8割とする。
- (4) 臨地実習の評価は履修時間を満たした者で、実習状況及び提出された諸記録、レポートなどを総合して指導者が各科目100点を満点として評価する。60点に満たない者は再実習とする。
- (5) 試験において不正行為を行った者及び臨地実習において、学生の本分に反する行為があった者に対しては所定の手続きによって、訓戒、謹慎、停学、退学の処置を行う。
- (6) 再試験者、追試験者は、定められた試験料を納入後に受験することができる。
- (7) 再実習者は、定められた実習費を納入後に再実習することができる。

(8) 大学、高等専門学校、養成所等において、本校で規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合は、総取得単位数の2分の1を越えない範囲内で本校における履修に替えることができる。

なお、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第一号の規定に該当する者で本校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第四に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第二号）別表第四に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の履修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表三及び別表三の二に定める基礎分野の履修に替えることができる。

(成績の評価)

第12条 前条の規定による科目点が60点以上であっても、次の各号の1つに該当するとき、医療専門課程については単位を認定しない。医療高等課程については進級又は卒業できない。

(1) 医療専門課程

ア 単位科目授業日数のうち1/3以上欠席した者、ただし、補講等により出席が2/3以上に達した時点で校長が単位を認定する。

イ 臨地実習に係わる出席時間数が定める時間数に満たない者。

(2) 医療高等課程

ア 学年内所定の授業日数の1/3以上欠席した者、又は欠席日数が1/3以内であっても所定の実習を修了しなかった者。

イ 60点未満の学科が全科目の1/3を越える者については、職員会議に諮り、校長が決定する。

(単位・時数取得の認定)

第13条 医療専門課程は、各授業科目の単位修得認定に関する試験に合格した者には、職員会議で確認し、校長が単位修得の認定を行う。

2 医療高等課程は、1学年前期修了者で履修規定を満たした者に限り職員会議に諮り、校長が前期履修認定を行う。

第14条 実習等に関し校長が必要と認めたときは、学校運営委員会に諮り、その費用を学生より徴収することができる。

2 休学中の学生の授業料は当該学年の半額を徴収する。ただし、特別な事情がある学生については、校長が決定する。

第15条 忌引日数は、下記のとおりとする。

1. 配偶者	10日
2. 血 族	
一親等の直系尊属（父母）	7日
同 卑属（子）	7日
二親等の直系尊属（祖父母）	3日
同 卑属（孫）	1日
二親等の傍系者（兄弟・姉妹）	3日
三親等の傍系尊属（おじ・おば）	1日
3. 姻 族	
一親等の直系尊属	3日
同 卑属	1日
二親等の直系尊属	1日
同 傍系者	1日
三親等の傍系尊属	1日

第16条 学則に定める学校所定の各書類の様式は別紙のとおりとする。

附 則

- 1 この細則を変更しようとするときは、学校運営委員会の決議を経なければならない。
- 2 この細則は、昭和55年 4月 1日より実施する。

沿 革

昭和55年	4月	1日	制定
平成 2年	4月	1日	一部改正
平成 9年	4月	1日	一部改正
平成11年	4月	1日	一部改正
平成14年	4月	1日	一部改正
平成18年	4月	1日	一部改正
平成20年	4月	1日	一部改正
平成22年	4月	1日	一部改正
平成24年	4月	1日	一部改正
平成25年	6月12日		一部改正
平成26年	4月	1日	一部改正
平成27年	6月27日		一部改正
平成29年	6月	2日	一部改正
平成30年	4月	1日	一部改正
平成31年	4月	1日	一部改正